

<報道発表資料>
(経済同時)

令和 8 年 2 月 6 日

京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課

事業者向け「ごみ減量 & 資源循環のための指針・事例集」 の発行

京都市では、食品ロスや使い捨てプラスチックごみ等の事業ごみの減量と資源循環を進めるため、事業者の皆様に是非、実践していただきたい取組や、市内で実践されている具体的な優良事例等をまとめた「ごみ減量 & 資源循環のための指針・事例集」を発行します。

取組や事例は、小売業や飲食業、宿泊業などの業種別に、各事業所の取組状況に合わせて役立てていただける内容とし、コスト削減や収益率アップ、事業者のイメージアップなど経営上のメリットとも合わせて、紹介しています。

これにより、24年連続で減少しているごみ量（市受入量）の一層の削減を図るとともに、サーキュラーエコノミーへの移行の推進につなげていきます。

【指針・事例集の特徴】 * 内容イメージは、次ページ参照

- 食品ロス削減、生ごみリサイクル、プラスチックの削減など、ごみの種類別に取組を掲載
- 全ての事業所で実践していただきたい取組のほか、ごみ量が多い小売業や飲食業・宿泊業などの業種特性に応じたものなど86件の取組と28件の優良事例を紹介
- 各事業所の取組状況に合った工夫を見つけ、事業活動に役立てていただけるよう、基本的な取組から一步進んだ取組、先進的な取組まで細かく紹介
- 取組の実践が、コスト削減や収益率アップ、事業者のイメージアップなど経営上のメリットにつながっている事例も紹介
- ごみ減量 & 資源循環に取り組むに当たっての基礎知識（ごみの組成や条例に定める義務の内容など）や関連情報も紹介



「中空／／／」（中空葉白はの／／／）

小売業向け指針・事例

POINT!
生ごみが最も多く、「てまえどり」などの取組が重要です。

小売店、とりわけ食料品や日用品を扱う店舗は、市民の暮らしを支える大切な存在です。その一方で、商品や容器包装は最終的に家庭でごみとなるため、小売店は家庭ごみにも深く関わっています。そのため、家庭でのごみ減量のパートナーとして、また、市民の身近な資源循環の拠点としての役割も期待されています。

小売業のごみの内訳

生ごみ、紙ごみが全体の7割。食料品を扱わない業者は生ごみは少なく、紙ごみを中心となります。

野菜や果物のはだか売り

はだか売り野菜、野菜で美味しいぞ!

外葉はここへ

な 食 料 品 は だ か ま す

量り売りコーナー

ZERO WASTE コーナー
店舗がついたし、もう少し方法増やそりかな

おもしろいね!
量り売り

販売/消費用紙のある商品の「てまえどり」

わくわく!
お客さんが「てまえどり」してくれるから角かるなあ

お客さんが「てまえどり」してくれるから角かるなあ

店頭での資源物回収コーナー

回収コーナーがあるら、いつもこのお店に来ちゃうのよね

レジ袋の販売終了いたゞ
ごみの分別

1 食品ロス対策

CHECK POINT!

- 1. 店場での「てまえどり」^①を呼び掛ける表示
※1 P10 コロナホールド
- 2. 資味／消費期限間近の食料品の値引き販売
- 3. ニーズに合わせた量での販売（量り売り・ばら売り・小分け品など）
- 4. デジタル技術を活用した需要予測による発注の最適化^②
- 5. 売れ残り商品のアプリなどを通じた販売^③
※2 P10 宝ヶ池店
- 6. 売れ残り食料品や端材等を活用した商品（地域などの提供）^④
- 7. 売れ残り食料品や端材等を活用した商品（業員への提供）^⑤

① てまえどり：お客様の手助けをすること
② 量り売り：量り売りの方法がない場合に於ける

AIX お客様との協働で食品廃棄率0.4%を実現

ライフ 宝ヶ池店

店舗ごとの販出実績や天気予報などのデータを元に、日々の商品発注数を自動で算出するシステムを導入。無駄の少ない仕入れを実現しました。さらに量引き販売のシールは赤色ではなく青色にし、「食品ロスの削減にご協力お願いします」と印字。お客様にしっかりとメッセージを伝え、共に取組を進めることで、ここ数年の食品廃棄率は驚きの0.4%になりました。アルミ引き紙パックなどの幅広い品目の店頭回収を実施。「環境への取組がお客様の信頼につながり、来店動機にもなっている」と笑顔で話されているそうです。

※2022年8月1日時点実績

2 生ごみ対策

CHECK POINT!

- 1. 生ごみの「水切り」の徹底、乾燥による減量
- 2. 生ごみの分別・リサイクル（飼料化、堆肥化など）
- 3. 事業所由来の生ごみ堆肥等を利用した農作物・食料品等の販売（食品リサイクルループの構築）^⑥

コラム 生ごみリサイクル3つのパターン

市内の小売事業者等で現在取り組まれている主な生ごみリサイクル（処理）

委託事業者に引き継ぎてごみを回収してもらいます。
※2022年実績

堆肥化して、肥料として販売している場合と、肥料として販売する場合があります。
※2022年実績

堆肥化して、肥料として販売している場合と、肥料として販売する場合があります。
※2022年実績

【仕様 配布場所等】

- ・仕様：A4判、全32ページ（カラー）
 - ・配付場所、発信：資源循環推進課、環境共生センター、京都市情報館など
(URL) <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000349586.html>
 - ・配布開始時期：令和8年2月17日（火）

【事業者報告書制度との連動】

「しまつのこころ条例※¹」に定める事業者報告書制度※²を通じて、指針・事例集で紹介している取組の実施状況を効果的・効率的に把握できるよう、令和8年度提出分から報告書の様式等を見直します。これにより、事業者の皆様が自らの取組状況を確認・改善する機会を創出するとともに、報告書を通じて得られた情報を集計し、業種別等の取組概況を京都市情報館で紹介していくことなどにより、事業者の皆様の更なる取組促進につなげていきます。

※1 正式名称：京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

※2 2R取組等事業者報告書制度（第17条）、事業用大規模建築物減量計画書制度（第21条）、特定食品関連事業者減量計画書制度（第26条）の3制度

＜問い合わせ先＞

京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課

電話：075-222-3946